

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 矢作建設工業株式会社

業者の住所 : 愛知県名古屋市東区葵3-19-7

2 指名停止措置期間 : 令和2年6月26日～令和2年7月9日 (2週間)

3 指名停止措置の範囲 : 大阪支社管内(中部)、関東甲信工事局管内(中部)

4 事実概要

矢作建設工業株式会社は、令和元年8月16日に名古屋市中区のマンション建設現場で、台風の接近前に強風対策でクレーンのアームをワイヤで台座に固定させる際、誤った箇所にワイヤを取り付けたため、アームが折れ作業員が巻き込まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所より業務上過失致死罪で現場責任者であった矢作建設工業株式会社の社員が罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8項(下記参照)に該当する。

別表第1 当該地方機関の施行地域内において生じた事故等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から2週間以上2か月以下

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)